

医療廃棄物を適正に処理するために

医療関係機関等の皆様へ

「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいいます。

適正に処理して、生活環境を守りましょう。



「区の花 ハナショウブ」

令和5年10月

〔改訂版〕

渋谷区

はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「法」又は「廃棄物処理法」という。)により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。これは『事業者処理責任の原則』と呼ばれるものです。各医療関係機関等におきましては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理していただく必要があります。

また、各医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものとされています。

医療系の廃棄物に関しては、フィリピンに廃棄物を輸出した「ニッソー事件」や、青森・岩手県境の大規模不法投棄事件などが発生し、これらの事件では、医療関係機関等も無関係とは言い切れなくなりました。

国(環境省)も度重なる法改正において、「事業者処理責任の原則」を強化してきており、悪質な医療関係機関等に対しては、廃棄物処理法違反で刑事責任を問われるケースも想定されてきています。

このパンフレットは、東京都環境局(資源循環推進部産業廃棄物対策課)が作成したパンフレット「感染性廃棄物を適正に処理するために」(平成30年11月作成)を基に、各医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理廃棄物に位置づけられる感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、十分に御理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆様には、このパンフレットを参考にして廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いします。

令和5年8月
渋谷区

目 次

◎廃棄物全般に関すること	
1章 事業者処理責任について	1
2章 廃棄物の分別方法	2
3章 渋谷区に処理を依頼する場合	8
4章 在宅医療について	12
◎産業廃棄物に関すること	
5章 廃棄物の管理	13
6章 委託処理	18
7章 廃棄物をめぐる先進的取組	26
◎その他に関すること	
問い合わせ先	29

(参 考)各 種 様 式

- 1 特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書
- 2 区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届（医療機関用）

<略語>

- 法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
- 令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号)
- 規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年 9 月 30 日厚令第 35 号)
- 医療関係機関等
病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいう。

廃棄物全般に関すること

1章 事業者処理責任について

廃棄物（特に産業廃棄物）の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょう？ 通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物については最終処分終了まで注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第3条第1項）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」（法第11条第1項）

これらは、「事業者処理責任の原則」と呼ばれています。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えているので、その廃棄物を出した者が、きちんと処理しなければならない、という考え方です。

「汚染者負担の原則（Polluter Pays Principle）」とは、公害防止のための費用負担のあり方についての考え方で、1972年にOECD環境指針原則勧告の中で示された原則です。その意味は、「希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、ゆがみを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則です。

この原則は、汚染者が需要可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施することに伴う費用を負担すべきであるということ」です。環境を守るための費用を、環境に負荷を与えるものが負うべきだ、と言うことです。

（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

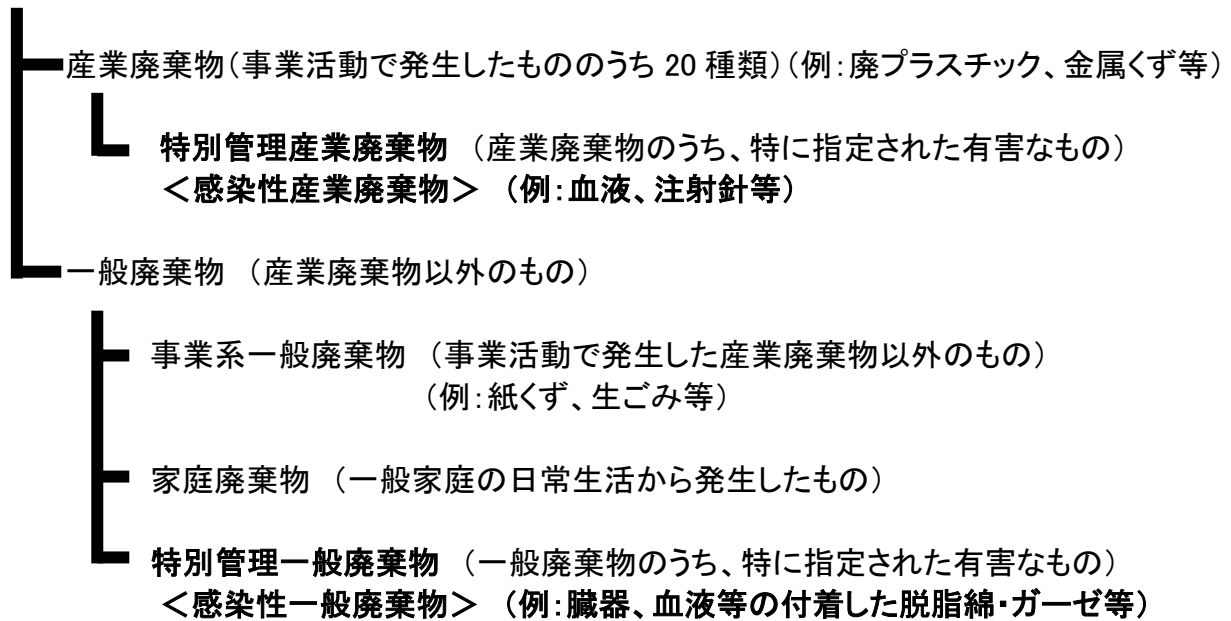
事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。その場合、産業廃棄物の発生から最終処分終了まで、処理が適正に行われるために必要なあらゆる措置を講じるよう努めなければならないとされ、注意義務を負うことが明らかにされています。（法第12条第7項、法第12条の2第7項）この規定に違反し、注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。（法第19条の4）

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になってしまいます。次章から、適正に処理するための対応を見ていくことにしましょう。

2章 廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、以下のように、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。また、「感染性廃棄物」とはそのうち特に指定された有害なもの、「特別管理廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」に分かれます。

廃棄物（法の対象である、「いらなくなった」もの）



(1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることとなります。

なお、放射性廃棄物は廃棄物であっても法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

(2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。

これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。（令別表第 1 の 4、令別表第 2）

また、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、法令上「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

(3) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物 ⇒ 医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの。
- ③ それ以外の廃棄物 ⇒ 紙くず、生ごみ等、医療行為以外の事業活動に伴って生じる廃棄物

感染性廃棄物になるかどうかは、P5 図2のフローをご覧ください。

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。（参照：P4図1）

※ 非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物の分類ごとに排出することになります。また渋谷区に非感染性廃棄物処理の依頼をする場合は、P8の基準等を確認してください。

感染性廃棄物に該当するかどうかは、P4～7の図1～3をご覧ください。

(4) 紙・布おむつ

紙・布おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙・布おむつで次の①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
 - イ 指定感染症、新感染症
 - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
 - ハ 感染症法で四類及び五類の一部

血液等が付着していなければ、②のイ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物）として区分されます。

ただし、使用後の紙おむつの排出については受入条件などが自治体により異なるため、その取扱いについて医療関係機関等、処理業者、渋谷区（渋谷区清掃事務所）との間で十分調整する必要があります。

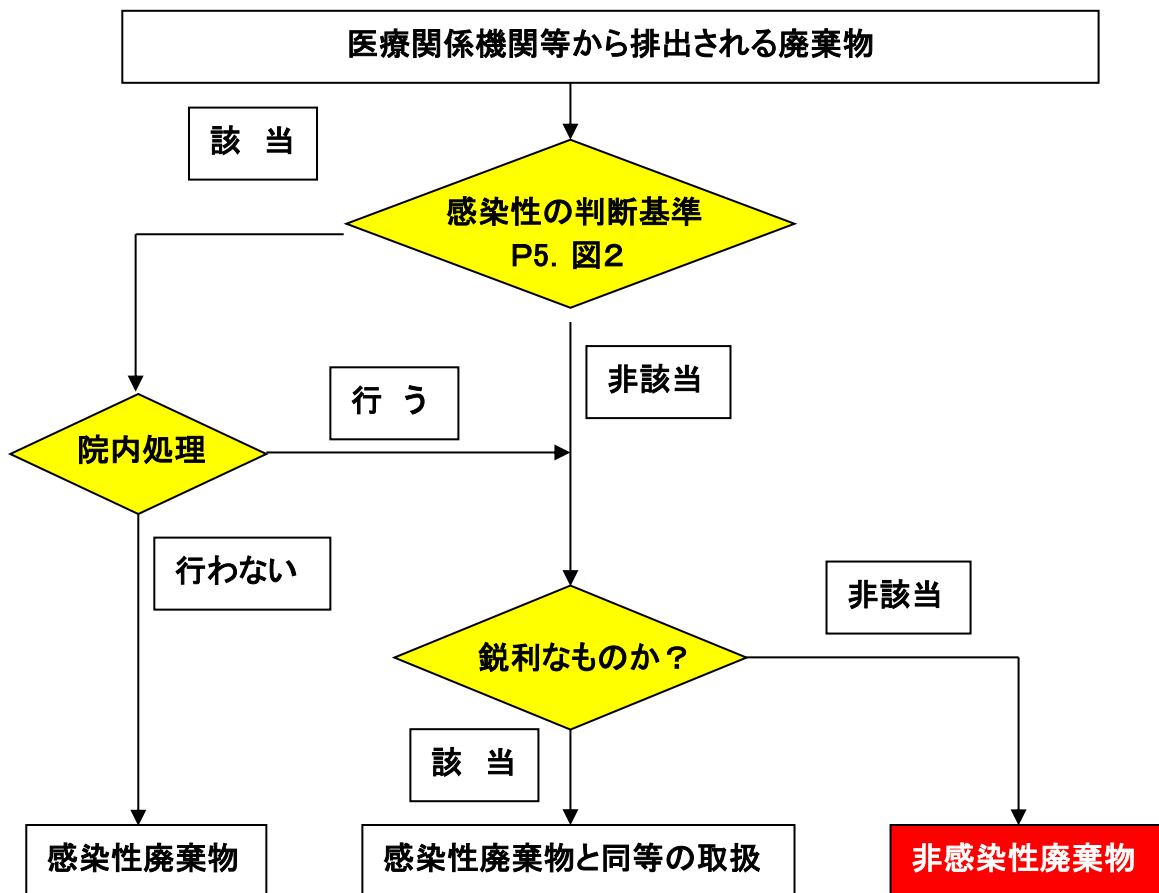
使用後の紙・布おむつの取扱いについては、P6の表をご覧ください。

(5) その他

判断フロー等で判断できないものは、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく、

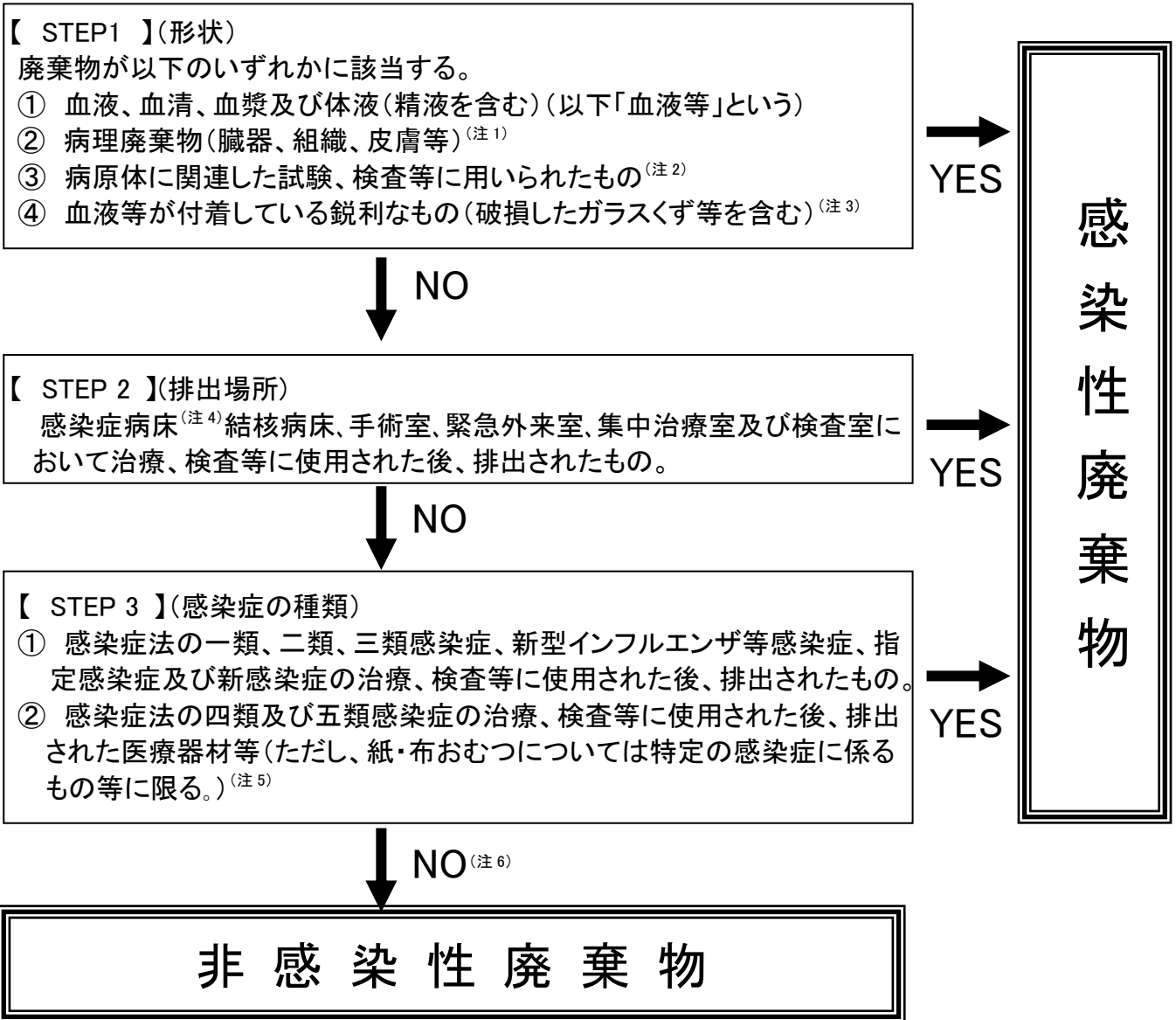
- ① 当該廃棄物はどのように取扱う必要があるか？
 - ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
 - ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？
- などの観点を考慮に入れて、適切な分別を行うようにしてください。

図1 非感染性廃棄物の判断フロー



(出典)H30 東京都発行: 感染性廃棄物を適正に処理するために

図2 感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む)

(注1) ホルモン潰臓器等を含む。

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙・布おむつ(参照:P6表1)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染の有無が判断される場合は感染性廃棄物とする。

表 1 感染症ごとの紙・布おむつの取扱い

感染症法の分類	感染症名	紙・布おむつの取扱い (※1) (※2)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。)	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ポツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター	○	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、コロナウイルス、(病原体がSARSコロナウイルスであるものを除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○	
新感染症		○	

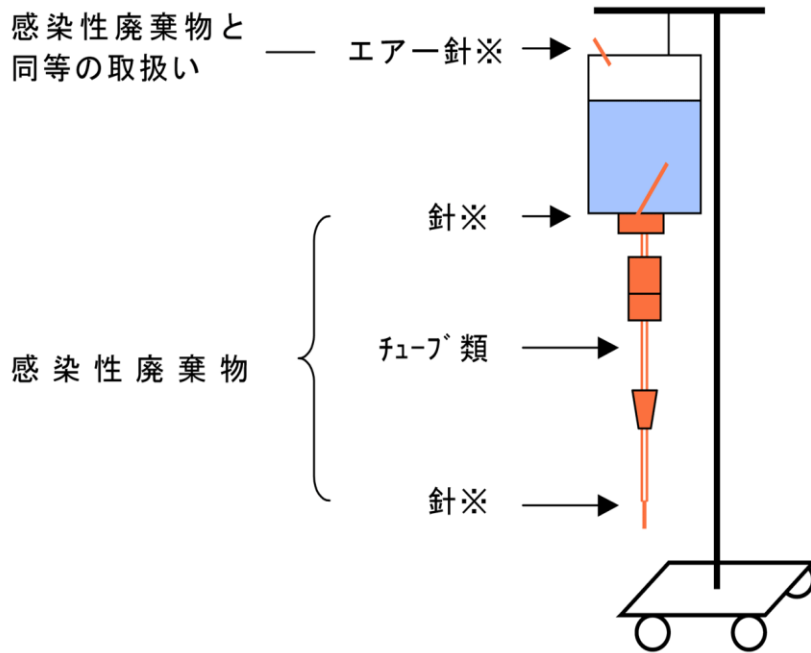
※1 ○: 感染性廃棄物 ×: 非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

(出典)R4 環境省改訂: 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

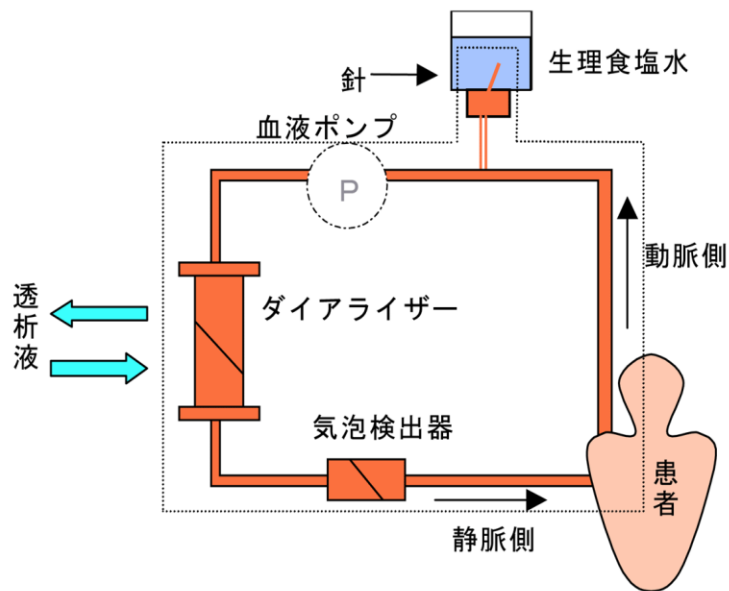
図 3

(1) 輸液点滴セットについて



※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



点線内が感染性廃棄物

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

3章 渋谷区に処理を依頼する場合

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（法第3条）

したがって、渋谷区内の医療関係機関がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物^{注1}の収集・運搬・処分を区に依頼する場合は、事前に渋谷区清掃事務所を通じて区長に申請し、承認を得るとともに、以下の基準を遵守する必要があります。

なお、これ以外の場合は、東京都知事から許可を受けている「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者^{注2}」又は渋谷区長から医療廃棄物取扱の許可を受けている「一般廃棄物収集運搬・処分業者^{注3}」に委託することになります。

注1 「一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物」

事業者が自己処理すべきものとしている産業廃棄物のうち、①ガラスくず及び陶磁器くず②金属くず ③廃プラスチック等については一定の基準を設け、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（併せ産廃）として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

なお、法第11条第2項の規定により市町村が処理する産業廃棄物をいいます。

注2 「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者」

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課（参照：P31）へお問い合わせください。

注3 「（医療廃棄物取扱の許可を受けている）一般廃棄物収集運搬・処分業者」

渋谷区環境政策部清掃リサイクル課清掃事務所（参照：P31）へお問い合わせください。

医療廃棄物処理申請手続き

(1) 対象となる医療関係機関等

排出日量が平均10kg未満の医療関係機関等（ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。）

(2) 申請方法

渋谷区に収集・運搬・処分を依頼する場合は、「区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届（医療機関用）」（参照：P33）により、事前に渋谷区清掃事務所を通じて渋谷区長に申請し、承認を得る必要があります。承認期間は2年間とし、以後、2年毎に申請を行っていただきます。

なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

(3) 渋谷区が収集・運搬・処分することのできる廃棄物

【申請対象廃棄物】

医療廃棄物（医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物）

- ① 感染性廃棄物を医療関係機関等内で法定された滅菌方法により処理したものの注射針・メス等の鋭利なものは、滅菌処理をするのみではなく、法定の処理（破碎等）を行い、鋭利ではない形状にして滅菌したことが明らかなものに限ります。
- ② 非感染性廃棄物
感染の危険がないものでも、注射針、メス、破損したガラス製品などの鋭利なものは感染性廃棄物と同等の取扱いとなります。

【申請の対象ではない廃棄物】

- ③ 非医療廃棄物
申請の対象ではありませんが、区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届の「非医療廃棄物」欄に日量等の記入をして頂きます。
- ④ 家庭廃棄物
診療所等の場合で、申請の対象ではありませんが、区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届の「非医療廃棄物」欄に日量等の記入をして頂きます。

(4) 区が収集することのできる医療廃棄物の具体例

事業系一般廃棄物・・・ガーゼ、紙おむつ、脱脂綿、マスク等
産業廃棄物……………金属くず、ガラスくず、廃プラスチック等

- ※ 感染性廃棄物については、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限ります。
- ※ 注射針等の鋭利なものは、法定の処理を行って鋭利ではない形状にしたものに限ります。
- ※ 紙・布おむつは汚物を取り除いてから排出してください。

(注) 事業系一般廃棄物のうちの非医療廃棄物（病院などの待合室や事務室から生じる雑誌や紙類）と家庭廃棄物（住居部分から生じるごみ）の収集に関しては、渋谷区の一般廃棄物許可業者又は渋谷区清掃事務所の収集（いずれも有料）となります。（清掃事務所に収集を依頼する場合は、「区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届」を提出し、清掃事務所の事前確認後に収集開始となります。また、具体的な排出方法は、清掃事務所発行の「資源とごみの分け方・出し方」を参照してください。）

なお、申請して頂いても、下記の廃棄物は、収集・運搬・処分いたしませんので、ご注意ください。

- ① 感染性廃棄物
- ② 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの（医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品など）
- ③ 液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等）
- ④ 臓器類
- ⑤ その他適正に処理することが困難なもの

感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出された場合は、**廃棄物処理法違反**となりますので、ご注意ください。

(5) 事業系有料ごみ処理券及びステッカー（識別シール）の貼付

医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、廃棄物の量に見合うだけの「事業系有料ごみ処理券」及び図12の「ステッカー」（識別シール）を貼って、決められた集積所に出してください。

表4【事業系有料ごみ処理券容量別料金表】 (令和5年10月改定)

容 量	10 リットル	20 リットル	45 リットル	70 リットル
金 額	87 円	174 円	391 円	609 円
販売単位	10 枚組 (870 円)	10 枚組 (1,740 円)	10 枚組 (3,910 円)	5 枚組 (3,045 円)

図12 ステッカー（識別シール）

緑 色		青 色	
滅 菌 処 理 済		非 感 染 性 廃 棄 物	
医療機関名		医療機関名	
管理責任者		管理責任者	
排出年月日		排出年月日	

感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

最初から非感染性の廃棄物

※ ステッカーは、パソコンなどで各医療機関等が作成したもので利用できます。

※ ステッカー（名称「医療廃棄物ステッカー」）の販売

社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場

住所：大田区大森西2-22-26 TEL 03(3762)7611

（購入方法については、電話でお問い合わせください。）

(6) 滅菌等の処理確認

診療所等には法令に基づき、滅菌処理器材若しくは、滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

(7) ルールに違反した場合

排出ルールに違反する行為を行った医療機関等に対しては、収集・運搬・処分をお断りする場合がありますのでご注意ください。

(8) 廃棄物を直接処理施設に持ち込む場合

医療関係機関等から発生する一般廃棄物を渋谷区が指定する処理施設に持ち込む場合は、渋谷区清掃事務所に臨時持込の手続を行う必要があります。

また、持ち込みには品目の制限がありますのでご注意ください。（事前に渋谷区清掃事務所にご相談ください。）

(9) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ② 施設内で発生する廃棄物の処理を、渋谷区に処理申請できる医療関係機関以外の医療関係機関等

4章 在宅医療について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、厚生労働省通知により一般廃棄物として取り扱う旨、周知されています。

しかし、ごみ集積所に排出された際の、「住民や収集職員等に対する事故防止」の観点から、適正処理推進のため以下のとおり協力をお願いします。

- 1 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利な物は、医師が病院や診療所等に持ち帰り、病院や診療所等からの廃棄物として処理してください。
- 2 （一社）渋谷区薬剤師会では、店頭で「使用済み注射針回収薬局」と表示している薬局で、在宅医療で使用した注射針の回収を実施しています。
回収手順は以下のとおりです。
 - (1) 注射針を購入する時に、薬局で保管容器を受け取る。
 - (2) 使用済み注射針を保管容器に入れ、容器が一杯になったら注射針を購入した薬局に持参する。

問い合わせ先：（一社）渋谷区薬剤師会 TEL 03-6455-2966
- 3 1, 2 以外の在宅医療廃棄物を排出する患者またはその家族は、不要となった注射針等を、渋谷区清掃事務所の指示に従って排出し、収集作業の安全性を確保することになっています。

患者及びその家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導について、医療関係者の皆さまのご協力をお願いします。

なお、在宅医療に伴い、家庭から排出される廃棄物には次のようなものがあります。

<具体例>

(可燃ごみ)

ガーゼ、脱脂綿類、マスク、試験紙、紙・布おむつ、点滴パック、CAPD パック及び付属のチューブ類、カテーテル・チューブ類、プラスチック製注射器、薬の外箱や梱包材等

(不燃ごみ)

ガラス製注射器、あきびん等

※家庭から排出する際の留意点

- ◎CAPD パック等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ◎脱脂綿等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ◎紙・布おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。
- ◎針部分には、予めキャップ等を被せて排出してください。
- ◎空き缶や空きびん、ペットボトル等に入れて廃棄しないでください。

産業廃棄物に関すること

(東京都環境局が担当します)

5章 廃棄物の管理

1 事務編

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（※）の受講を修了した者
※ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
東京会場の問い合わせ先 : (一社) 東京産業廃棄物協会 (参照: P31)
他道府県会場の問い合わせ先 : (一社) 各道府県産業廃棄物協会
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人（環境衛生指導員歴2年以上など）

※ 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリなど）を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に都知事に報告してください。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない又は届出の有無を確認したい場合は、東京都産業廃棄物対策課 規制監視担当（参照: P31）までお問い合わせください。

届出様式（参照: P32）、記載例等は東京都環境局（産業廃棄物対策）のホームページから入手できます。

URL: <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

(3) 処理計画の作成 (法第6条の2第5項、法第12条第9~10項、法第12条の2第10~11項)

医療関係機関等の管理者の方は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるように努めてください。また、渋谷区長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた管理者の方は、その計画を策定しなければなりません。

さらに、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である医療関係機関等の管理者の方は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告していただきます。

提出及び問合せ先: 東京都環境局資源循環推進部計画課 TEL 03-5388-3577

URL: <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存 (法 12 条第 13 項、法 12 条の 2 第 14 項、規則第 8 条の 5、規則第 8 条の 18)

医療関係機関等の管理者の方は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかを常に把握して、その処理について帳簿を作成するとともに一定期間の保存が義務付けられています。

- 1 管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の分別、収集運搬、滅菌等の処理の状況を把握するとともに、必要に応じて医師、看護師等の関係者を指導してください。
- 2 管理者の方は、感染性廃棄物の処理を業者に委託している場合は、締結した契約に基づいて適正な処理が行われているか、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を通じて把握してください。
- 3 管理者の方は、感染性廃棄物の処理に関して帳簿を備え、毎月末までに前月中における次の事項を記載してください。

(1) 運搬

- ① 当該感染性廃棄物を生じた事業所の名称及び所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ④ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管場所ごとの搬出量

(2) 処分

- ① 当該感染性廃棄物を生じた事業所の名称及び所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物持出先ごとの持出量

- 4 帳簿は 1 年毎に閉鎖するとともに閉鎖後 5 年間保存してください。

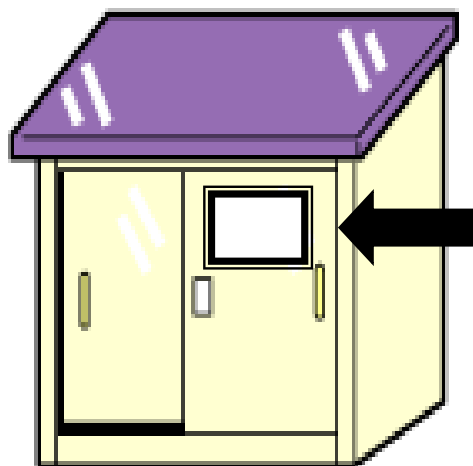
※帳簿は、産業廃棄物又は特別産業廃棄物を生ずる事業者のみならず、一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者の方も作成が必要となります。

2 保管編

(1) 感染性廃棄物の保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・周囲に囲いをする。
- ・保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱の注意事項等を表示する。（図4）
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください！）
- ・感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にする。
- ・やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなどする。

図4 感染性廃棄物保管場所の図



※縦及び横それぞれ 60 cm以上の掲示板に以下のことを表示する。

注 意
・感染症廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
・許可なく容器等の持ち出し禁止
・容器等は破損しないように慎重に取り扱うこと
・容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください
管理責任者 ○○ ○○
連絡先 TEL

(2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの…密閉容器
- ② 鋭利なもの……………耐貫通性のある堅牢な容器
- ③ 固形状のもの……………丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器

(3) 表示 (令第6条の5第1項第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図5のバイオハザードマークを付けてください。

図5 バイオハザードマーク

バイオハザードマークの色	内容物	梱包方法・容器の材質など
	血液など液状、泥状のもの	廃液等が漏洩しない密閉容器
	注射針、メスなど鋭利なもの	対貫通性のある堅牢な容器
	血液が付着したガーゼなど固形状のもの	丈夫なプラスチック袋を二重にして使用

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）……………赤色
- ② 鋭利なもの（注射針等）……………黄色
- ③ 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）……………橙色

非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図6のとおり行ってください。

図6



3 処理編

(1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、以下の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。（鋭利なものは除く）

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法
（更に破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
（更に破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ⑤ 消毒する方法
（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、更に破碎する等滅菌したことを明らかにすること。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をする。）

（参照：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

※ 施設内処理の注意点

・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当（参照：P31）にお問い合わせください。

・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。

・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者の方は、緊急対応時のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

6章 委託処理

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条の2第6項、令第6条の6)

処理を委託する場合は、次の3点に気をつけてください。

1 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

○ 収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体の両方で許可を取っているか？
(通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

○ 処分業者選択のポイント

- ・ 処分させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

2章で、医療関係機関等から排出される廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「それ以外の廃棄物」の3種類があるという整理をしました。(参照:P3)

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できるようになっています。従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。(法第14条の4、規則第10条の20)

② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、感染性はありませんが産業廃棄物であることは変わりませんので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。(例:廃プラスチック類)

③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物は、主に一般廃棄物になりますので、渋谷区清掃事務所に御相談ください。

処理業者の選定方法には、以下のような方法があります。

(1) ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた処理業者は、東京都環境局（産業廃棄物対策）のホームページから検索することができます。

また、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者が検索できます。

- 東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL:<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

- 産廃情報ネット 産廃処理業者検索

URL:<http://www.sanpainet.or.jp/>

(2) 業界団体に問い合わせる

（一社）東京産業廃棄物協会（参照：P31）では、会員である処理業者の紹介を行っています。東京都や渋谷区では、個別の業者紹介は行っておりません。

2 契約を締結する

委託する処理業者が決定すると、次はいよいよ契約を結ぶこととなります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は必ず書面で行うことと規定されています。（令第6条の2第4号、令第6条の6）

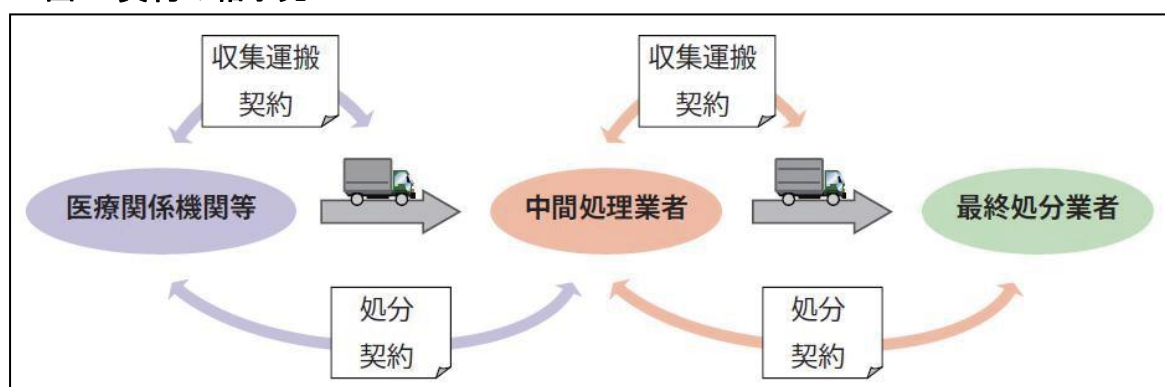
口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・」、これが重大な法律違反となってしまうのです。

それ以外の重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 必ず二者契約する（法第12条第5項）

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。収集運搬業者だけ契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となつてしまいます。（ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。）

図7 契約の相手先



(2) 契約書に許可証の写しを添付する（規則第8条の4）

許可証の写しの中で、以下の部分を特に確認してください。

- 許可の有効期限
期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります！
- 許可の区分・条件
感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱うことができません。
- 許可の自治体名
収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項（令第6条の2第4号）

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されています。

実際の契約書の内容については、東京都環境局（産業廃棄物対策）のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらを御参照ください。

URL：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

(4) 契約書は5年間保存する（令第6条の2第5号、規則第8条の16の4）

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではなく、排出事業者が自ら交付すること（法第12条の3第1項）と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合がありますので、御注意ください。

マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 最終処分終了まで確認する（法第12条の3第6項、規則第8条の26）

マニフェストの流れは、P22図8のようになります。マニフェストは、運搬(B2票)、中間処分(D票)、最終処分(E票)が終了するごとに、処理業者から送付されます。控えのA票と戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。

マニフェスト（A、B2、D、E票）は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

(2) マニフェストが戻ってこない場合（法第12条の3第7項、規則第8条の29）

マニフェストが定められた期間内（表2）に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都へ報告してください。感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30日以内に都知事に報告（措置内容等報告書）を行わなければなりません。

様式は、東京都環境局（産業廃棄物対策）のホームページで入手することができます。

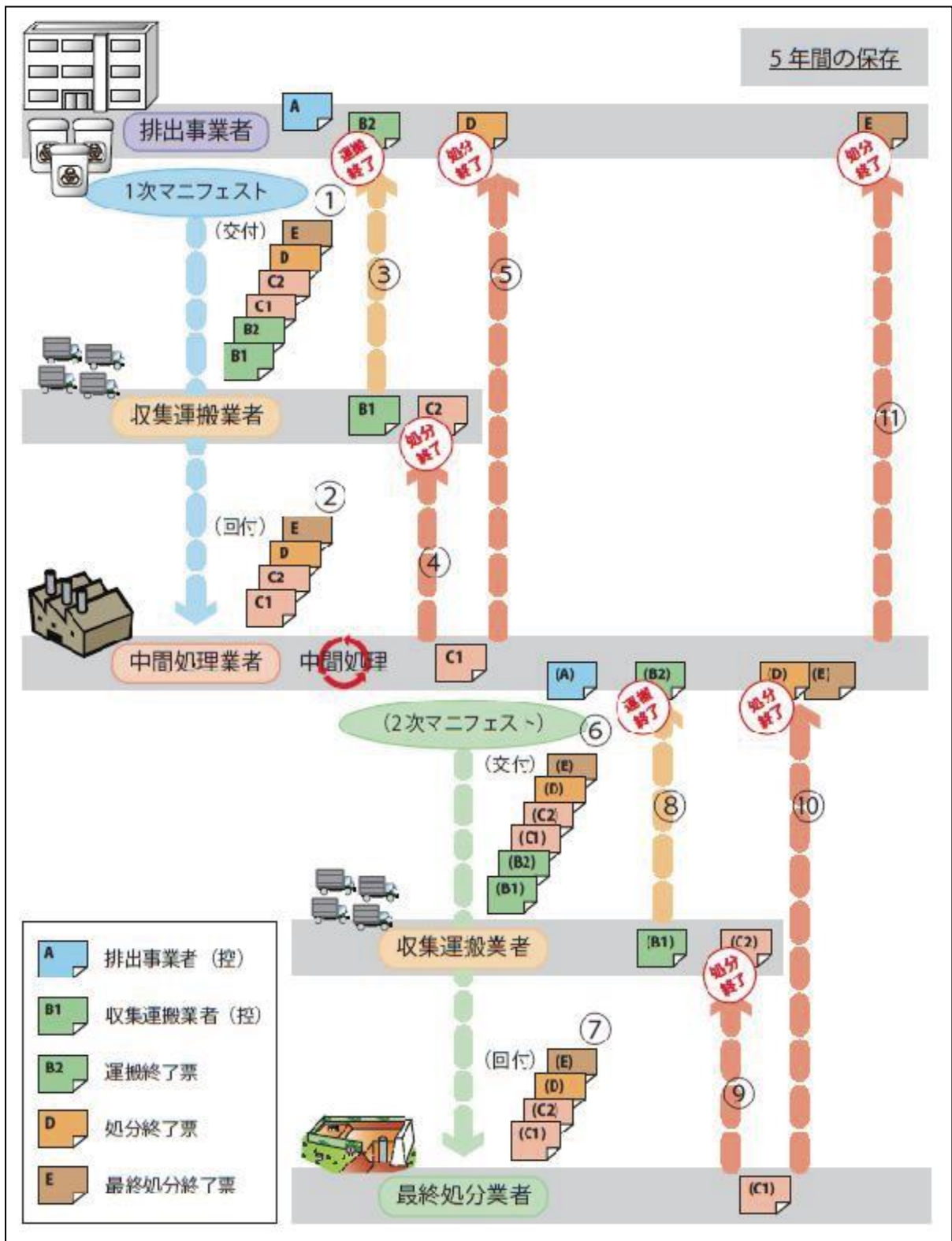
URL：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

表2 定められた期間(マニフェスト)

	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出事業者	運搬を終了した日から10日	交付の日から90日 (特別管理産業廃棄物の場合は60日)
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出事業者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 (特別管理産業廃棄物の場合は60日)
E	最終処分終了	処分業者→排出事業者	2次マニフェスト*1のE票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

*1 中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

図 8 マニフェストの流れ



(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する (法第12条の3第7項、規則第8条の27)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、P23図9に示した様式にまとめ、毎年6月30日までに都道府県知事又は政令市長へ提出するものです。

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト及び帳簿管理等に十分留意してください。

図9 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式

様式第三号(第八条の二十七関係)

1 / ページ

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)									
東京都知事 殿					平成 年 月 日				
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称					業 種				
事業場の所在地					〒 - 電話番号 ()				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									
備 考									
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。									
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。									
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。									
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。									
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。									
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。									
7 区間を区切って運搬を委託した場合、又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。 (東京都により一部改編 H23.3)									

○ 記載のポイント

- 1 前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについてまとめる。
- 2 事業所単位でまとめる。
- 3 都内で排出した(特別管理)産業廃棄物について、東京都に報告する。
(他道府県で排出したものについては、当該排出場所の産業廃棄物所管部署に提出する。)
- 4 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

※ 東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱は、産業廃棄物対策課のホームページで情報提供しています。

又、法定様式に準ずる東京都様式(PDF様式及びExcel様式)、記載例、Q&Aなども入手することができますので、参考にしてください。

URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

○ 提出方法

毎年4月1日から6月30日まで受け付けます。

提出先：東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎22階

※封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と御記入ください。

(4) 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。電子マニフェストの流れは、P25図10のようになります。

また、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法(EDI接続)もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。

○ 電子マニフェストの長所

- ① 事務の効率化
 - ・マニフェストの5年間保存が不要
 - ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
 - ・管理票データの加工が容易
 - ・事務の効率化による人件費の削減
- ② 法令遵守
 - ・マニフェストの誤記、記載漏れを防止
 - ・委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止
- ③ データの透明性
 - ・マニフェストの偽造を防止
 - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存
- ④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

特に④(参照:P22)については、電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、通常のマニフェストを交付した分については、報告書として取りまとめ、各行政に提出する必要がありますので御注意ください。

表3 電子マニフェストの利用料金(税込)

料金区分	排出事業者			収集運搬業者	処分報告機能のみ	処分業者	
	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)			A料金	B料金
基本料(年額)	25,920円	2,100円	不要	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(1件につき)	10.8円	67件から32.4円	32.4円			10.8円	67件から32.4円

・排出事業者は、A料金、B料金、少量排出事業者団体加入料金(C料金)のいずれかを選択します。また、更新時に、A料金、B料金、少量排出事業者団体加入料金(C料金)の変更ができます。

・排出事業者は、年間の電子マニフェストの登録件数が1,200件以上の場合はA料金の方にメリットがあります。

・B料金の使用料は、登録件数が年間66件を超えた場合の1件当たりの料金です。

◎詳細については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(参照:P31)にお問い合わせください。

○ 電子 manifests の普及

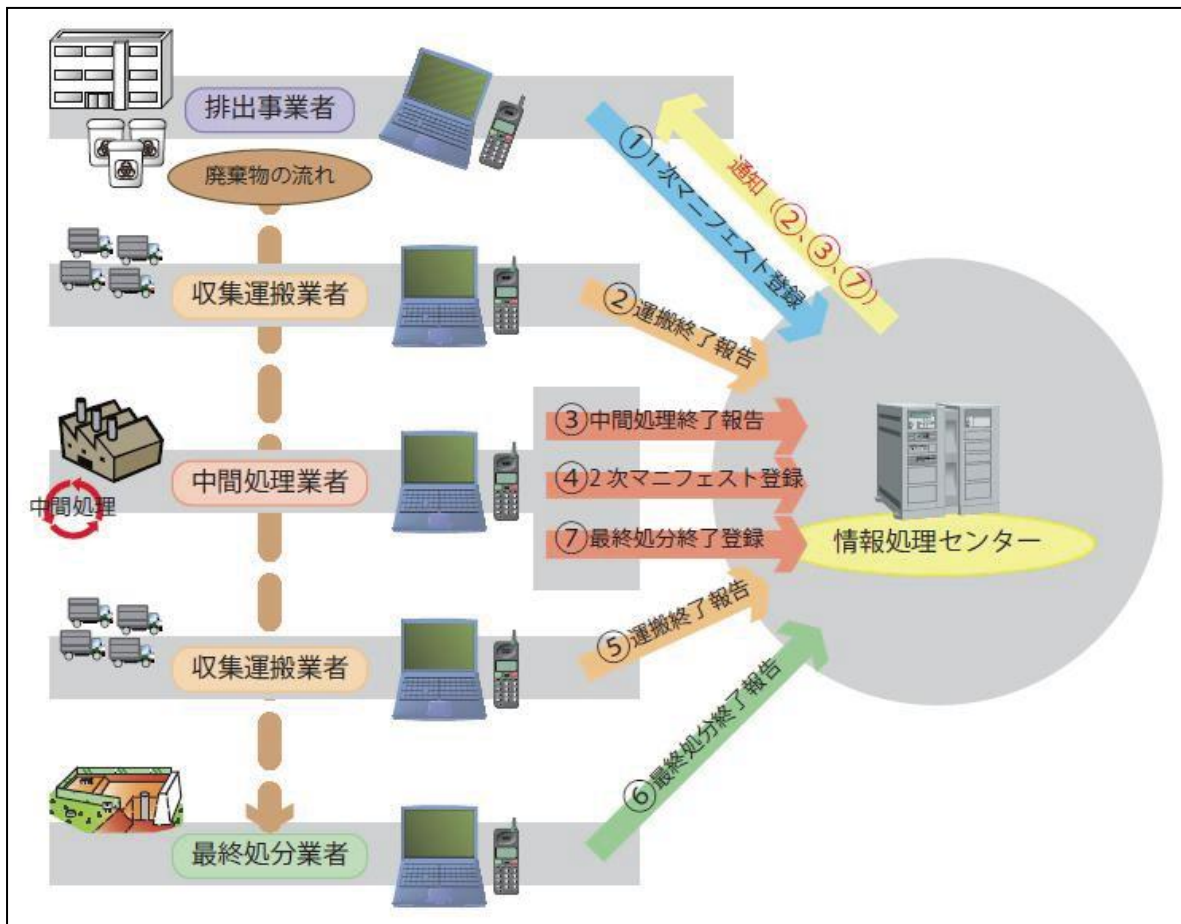
電子 manifests の導入は、内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部で決定された「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日決定）において、平成 22 年度には電子 manifests の普及率を 50% とする目標が設定され、政府全体として電子 manifests を一層推進することとなりました。

- ・電子 manifests に対応している処理業者の検索
産廃情報ネット 情報開示システム

URL: <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

- ・電子 manifests の問い合わせ先
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター(参照:P31)

図10 電子 manifests の流れ



7章 廃棄物をめぐる先進的取組

1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度

平成17年3月に東京都廃棄物条例が改正され、排出事業者と処理業者の適正処理への取組の報告を受け、公表する制度が創設されました。平成17年9月より制度が実施され、東京都環境局（産業廃棄物対策）のホームページで、その取組内容が順次公表されています。

URL:<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

(1) 排出事業者

一定規模以上の建設業や製造業、細心の注意のもとに取扱われるべき感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所を対象とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等への教育など、適正処理の徹底を確保するための取組を公表しています。

医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所を対象としています。

(2) 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び積替保管施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月ごとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取組により、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取組が促進されます。

処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼性が高まるとともに、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選定できるようになります。

2 医療廃棄物の個別追跡管理システム

感染性廃棄物は、たとえ少量であっても不法投棄などの不適正処理をされると、周辺環境に与える影響は非常に大きなものになります。また、医療関係機関等から排出された感染性廃棄物は、現行のマニフェストで処理を確認することができますが、処理業者に引渡したすべての感染性廃棄物が、容器ごと確実に処理されたことを確認することは困難です。

ICタグを用いた個別追跡管理システムは、感染性廃棄物の各容器に貼り付けたICタグを、① 医療関係機関等の搬出時②処分施設（焼却施設）の搬入時③焼却直前の3度にわたり、個別かつ電子的に読み取るもので、各段階でICタグのデータが管理サーバーのデータと照合確認されることで、感染性廃棄物が確実に処分されたことを記録・証明するため、不適正処理リスクを回避することができます。（参照：P28図11）

(1)東京都における個別追跡管理システムの導入

東京都廃棄物審議会の答申（平成16年5月）を受け、平成17年10月から東京都が大規模病院向けに「東京都医療廃棄物追跡システム事業」として、開始したものです。システムの開発・運営主体は（公財）東京都環境公社が担当しており、これまでの実証の結果、感染性廃棄物の適正処理について安全性や信頼性が十分確保されています。

（公財）東京都医師会及び（公社）東京都獣医師会では、平成19年度からICタグによる個別追跡管理システムの導入を開始しています。

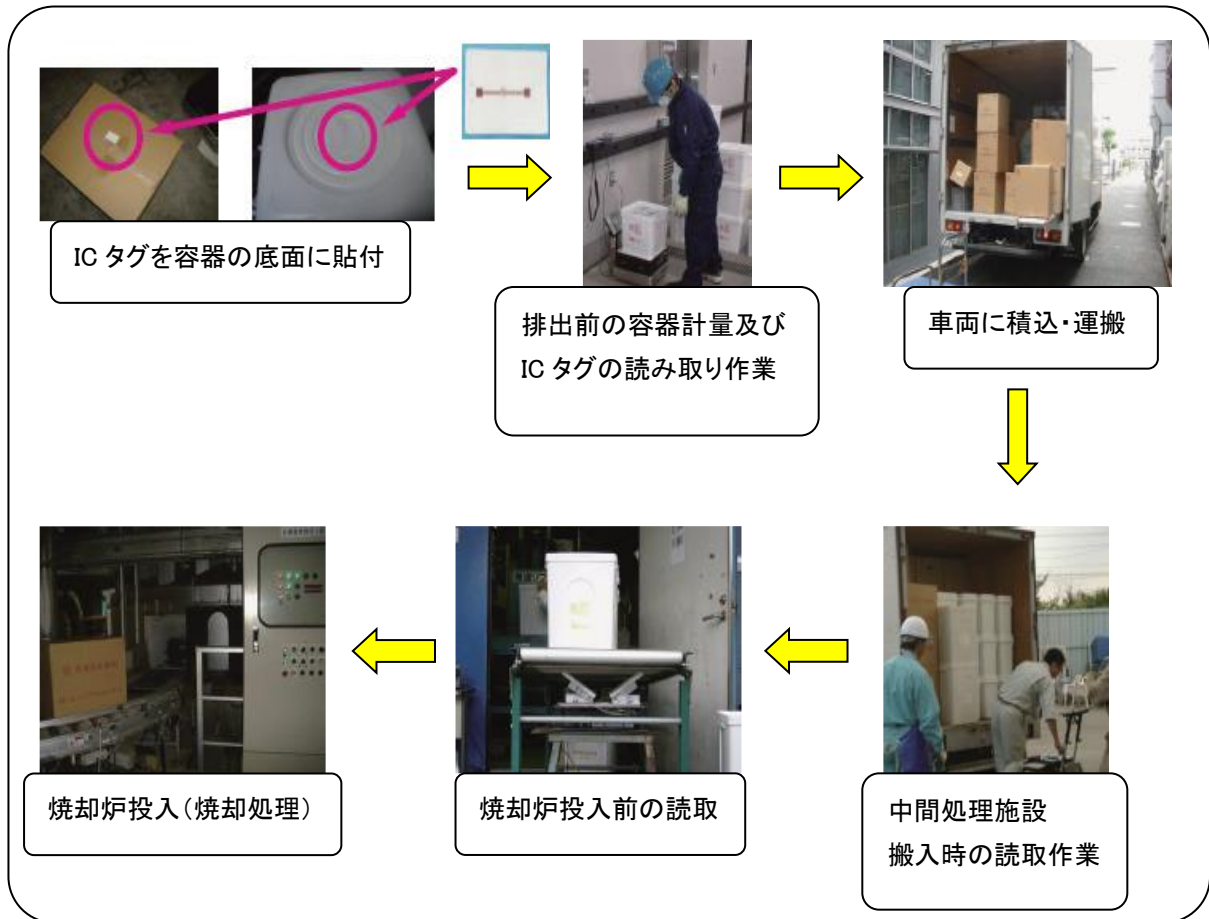
(2)個別追跡管理システムのメリット

ICタグによる個別追跡管理システムは、電子マニフェストとも連動しており、処理状況の確認、マニフェストの保存、帳簿の記載、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出などの管理業務を大幅に低減することができます。また、パソコン等がなくてもFAXでの運用も可能です。

ICタグのICとは、集積回路（Integrated Circuit）の略で、タグ（荷札）に様々な情報を記録することができる無線ICチップを内蔵したものです。ICチップとアンテナから構成されるICタグは、電波を利用することで複数のタグを一括して読み取ることや、離れた場所から読み取ることができるなど、バーコードにはない特徴を有しています。身近で利用されている例としてSUICAやPASMOなどがあります。

- ・ ICタグによる個別追跡管理システムの問い合わせ先
（公財）東京都環境公社（参照：P31）

図11 ICタグによる個別追跡管理システムの作業の流れ



その他に関すること

1 各種問い合わせ先

2 各種様式

(1) 特別管理産業廃棄物
管理責任者設置(変更)
報告書

(2) 区収集依頼書兼
医療廃棄物処理状況届
(医療機関用)

※(2)の書類については、渋谷区のホームページよりダウンロードすることができます

お問い合わせ先

管理者は、できるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図るとともに、積極的に再利用・再資源化に取り組むよう心がけてください。

医療関係機関の皆様は、廃棄物の適正な処理に努めるよう、重ねてお願いします。

渋谷区

渋谷区環境政策部清掃リサイクル課清掃事務所 TEL 03-5467-4300

- 区に医療廃棄物処理を依頼する場合
- 在宅医療による廃棄物について
- 一般廃棄物収集運搬・処分業について

東京都環境局

資源循環推進部産業廃棄物対策課

指導担当 TEL 03-5388-3586

審査担当 TEL 03-5388-3587

規制監視担当 TEL 03-5388-3589

URL: <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

- 医療廃棄物全般について ……指導担当
- 処理施設、処理業者の許可について ……審査担当
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出 ……規制監視担当
- 措置内容等報告書 ……規制監視担当
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について ……規制監視担当、指導担当

(一社)東京産業廃棄物協会

TEL: 03-5283-5455

URL: <http://www.tosankyo.or.jp/>

- 処理業者の紹介
- マニフェストの購入
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

TEL: 03-5275-7023(サポートセンター)

URL: <http://www.jwnet.or.jp/>

- 電子マニフェスト制度について
- 電子マニフェストの加入について

(公財)東京都環境公社

TEL: 03-3644-2189(代)

URL: <http://www.tokyokankyo.jp/>

- ICタグによる個別追跡管理システムについて

(参考 1)

特別管理産業廃棄物 管理責任者設置(変更)報告書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置(変更)したので、次のとおり報告します。

事業場の 名称、所在地 及び業種	名称 住所 〒 業種 電話 ()
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	(フリガナ) 職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	1. 講習会修了 (修了証番号 第 号) 2. 1以外の資格者 ()
特別管理産業廃棄物管理 責任者の設置又は変更の 年月日及びその事由(初 めて設置する場合は「新規 設置」と記入)	年 月 日 (事由)
特別管理産業廃棄物 の種類	
* 事務連絡欄 (記入不要)	

- 備考
1. 特別管理産業廃棄物の種類は、できるだけ具体的に記入のこと。また、特定有害産業廃棄物の場合は、その物質名も記入のこと。
 2. 講習会修了による資格の場合は、講習会修了証の写しを添付すること。
 3. 正副2部提出し、受付印押印後1部を保管のこと。なお郵送する場合は返信用の封筒及び郵券を同封のこと。

(参考 2)

第1号様式(第4条関係)

区収集依頼書兼医療廃棄物処理状況届 <医療機関用>

年 月 日

渋谷区長 殿

申請者	医療機関名	
	管理者	
	所在地	
	電話	()

一般廃棄物および一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

届出欄	管理責任者	職 氏名			
	業態及び規模	① 病院 ② 診療所(一般・歯科) ③ 老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設			
	申請する廃棄物の種類及び日量	種類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		可燃ごみ	kg	kg	kg
		不燃ごみ	kg	kg	kg
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥その他感染性病原体に有効な方法()			
	保管場所の有無	① 有 ② 無			
排出場所	①専用の保管場所 ② 集積所 ③ その他 ()				
遵守事項	① 区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。 ③ ごみ袋の容量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼付の上、排出します。 ④ 排出日及び排出時間、排出量を守り、排出します。				
産業廃棄物処理状況報告	業者委託している廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	合計
		一般廃棄物	kg	kg	kg
		産業廃棄物	kg	kg	kg
	収集運搬を委託している業者名	業者名			
		許可番号	第 号	TEL	
	収集運搬を委託している業者名	業者名			
許可番号		第 号	TEL		
収集運搬を委託している業者名	業者名				
	許可番号	第 号	TEL		
備考	※ 参考欄は、業者委託をしている場合のみ記入してください。				

渋谷区清掃事務所

〒150-0002

渋谷区渋谷 1-2-17

TEL 03-5467-4300

FAX 03-5467-4301